

平成 2 5 年 第 9 回 臨時 会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 25 年第 9 回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成 25 年 11 月 18 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 25 年 11 月 22 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 25 年 11 月 22 日 午前 11 時 2 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	×	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	×	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	松橋 正樹	○	生涯学習課主幹	佐藤 美則	○
総 務 課 主 幹	齊藤 昭一	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
住民企画課長	鷗田 憲治	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
住民企画課参事	石橋 吉伸	○	農業委員会事務局次長	川口 昌志	○
住民企画課主幹	横山 智	○	選 管 局 長	竹俣 信行	○
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○	選 管 次 長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	山田 英孝	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	五十嵐正美	○			
産業振興課長	深田 知明	○			
産業振興課主幹	川口 昌志	○			
建 設 課 長	江草 智行	○			
建 設 課 主 幹	金野 茂幸	○			
会 計 管 理 者	房田 敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	小野寺祥裕	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9番 篠原眞稚子 2番 白馬 康進
2			会期の決定	11月22日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	承認	8	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)	
6	〃	9	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)	
7	認定	1	平成24年度津別町一般会計決算の認定について(委員会報告)	
8	〃	2	平成24年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について(委員会報告)	
9	〃	3	平成24年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について(委員会報告)	
10	〃	4	平成24年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について(委員会報告)	
11	〃	5	平成24年度津別町介護サービス事業特別会計決算の認定について(委員会報告)	
12	〃	6	平成24年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について(委員会報告)	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	認定	7	平成24年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
14	〃	8	平成24年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（委員会報告）	
15	議案	91	財産の取得について（宿泊体験交流施設整備用地及び建物）	
16	〃	92	財産の取得について（津別中学校授業用パソコン及び周辺機器等）	
17	〃	93	平成25年度津別町一般会計補正予算（第7号）について	
18	報告	14	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
19	〃	15	例月出納検査の報告について（平成25年度9月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 8 名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成 25 年第 9 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

9 番 篠原真稚子さん 2 番 白馬康進君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げ

ます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第9回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第8回臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております5件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告であります。去る10月25日、津別町自治功労者、村形晏男様のご逝去されました。故人は、津別町役場に入庁以来、本町の行政推進の先頭に立ち、多大なご貢献をいただいたところであります。故人の生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、寄附についてであります。10月17日、北見市 温山壽男様より、教育振興に役立ててほしいと100万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であり

ます。

次に、防災訓練についてであります。10月10日、災害対応力の強化と防災意識の高揚を図るため、大雨洪水災害を想定した町、防災関係機関、住民の合同による訓練を実施したところです。今年度の避難訓練は、緑町第3自治会から23名が参加し、岩富地区については、当地の自主防災組織及び応援協定を締結している津別建設業協会の協力を得て、危険地域の排水訓練を行ったところです。今後とも減災を基本方針とし、災害時における対応を迅速かつ的確に行えるよう防災力の向上を図ってまいります。

次に、南アルプス市市制施行10周年記念式典についてであります。10月17日、南アルプス市桃源文化会館において盛大に挙行されました。式典には、南アルプス市名誉市民の石川前市長をはじめ、地元国会議員の方々など多数出席され、本町からは鹿中議長と私が、さらに南アルプス市と姉妹都市である石川県穴水町町長と議長、東京都小笠原村村長と議会議員全員、海外からは、オーストラリアクインビヤン市、アメリカ合衆国アイオワ州のマーシャルタウン市とウインターセット市からそれぞれ代表者が出席されました。歓迎レセプションでは、各町村長と代表者がお祝いのスピーチを行い、終始和やかに交流が深められたところであり、今後とも交流の促進によりお互いの地域の活性化を図ってまいります。

次に、第3回つべつ産業まつりについてであります。10月20日、さんさん館周辺において約1,500人の来場を得て盛大に開催されました。開会式では、津別観光協会においてデザインとネーミングを町民公募し製作された、イメージキャラクター「まる太くん」がデビューして会場を盛り上げるとともに、北見工業大学に留学中の台湾などからの留学生5名が参加されました。まつり会場では、町内で生産された野菜や加工品も販売されたほか、お楽しみ抽選会やもちまきなども行われ、秋のイベントにふさわしい賑わいとなりました。開催にあたりご尽力いただきました実行委員会ほか関係各位に深く感謝を申し上げますとともに、来年はさらに充実できるよう関係団体と連携を図ってまいります。

次に、青少年海外研修派遣事業についてであります。本年も津別高校生3名と引率教員1名を10月18日から29日までの12日間ニュージーランドに派遣し、滞在期

間中のホームステイ先から地元高校へ通学し、現地の高校生と交流を深めるとともに異なる文化や生活習慣を経験し、国際的な視野を広めて無事帰国したところです。今後は、この研修成果を学校生活はもとより、広く各方面に活かされることを期待するものであります。

次に、第6回つべつりコーダーセミナーについてであります。10月26、27日の2日間、中央公民館を会場にリコーダーの国内第一人者である金子健治氏をはじめとする3名の方を講師に招き、全国から67名の受講者を得て開催したところです。最終日の夜には成果を発表するコンサートが開催され、約100名の観客は清らかな音色に聞き入っていました。セミナーの開催にご尽力をいただきました関係各位に、厚くお礼を申し上げる次第であります。

次に、東京つべつ会についてであります。10月27日に東京グリーンパレスにおいて、会員を含む66名が出席し総会が開催されました。津別町から鹿中議長、山下農協組合長、石橋商工会長も出席され、津別町が紹介されたテレビ映像やイベントの様子などを撮影したDVDの放映なども行い、しばし歓談しながら心温まる総会となりました。今後とも役員・会員の皆様には、ふるさと津別の応援団として、さらなるご支援ご協力をお願いする次第であります。

次に、グレステンスキー場についてであります。本年の開設日は5月3日から10月27日までの土・日曜日及び祝祭日並びに夏休み期間の85日間で、利用者数は1,110人で昨年より245人の減となりました。今後とも合宿を含む利用者の獲得に向け広くPRに努めてまいります。

次に、温水プールすいむの利用状況についてであります。本年の開設日は5月1日から10月31日までの157日間で、利用者数は7,573人で前年に比べ1,087人の減となりましたが、1日券及び回数券の販売額が前年に比べ約20%増加したことなどにより、使用料収入は3.6%の減少にとどまりました。今後とも学校授業や町民の健康増進とスポーツ振興の場として利用拡大に努めてまいります。

次に、ふれあいパークゴルフ場の利用状況についてであります。本年の開設日は4月25日から10月31日までの160日間で、利用者数は1万7,851人で前年に比べ1,111人の減となりました。数年来高齢化による愛好家の減少が続いているところですが、

本年も各種大会の誘致やコース整備など、パークゴルフ協会の皆様のご協力をいただきましたことに深く感謝を申し上げますとともに、今後とも利用者の皆様に親しまれ、愛されるパークゴルフ場として一層の管理運営に努めてまいります。

次に、スポーツ合宿の状況についてであります。本年は宿泊施設2軒が営業を停止する中、10月をもっておおむね終了し、ラグビー5チーム、サッカー1チーム、野球2チーム、バスケットボール4チーム、グレステンスキー10チーム合計22チーム、4,340人が来町しましたが、前年より386人の減となりました。今後とも合宿実行委員会とともに、本町のさまざまな分野への活性化につなげていけるよう努めてまいります。

次に、平成25年度津別町功労者・善行者表彰式並びに町長顕彰表彰式についてであります。11月3日の文化の日、多くの出席者の皆様とともに功労者4名、善行者2名の方々を表彰いたしましたところであり、表彰の荣誉に浴された皆様は、それぞれの分野において町勢の振興発展に寄与された事績によるもの、多額の篤志をいただいた実績によるものであり、改めて敬意を表する次第であります。

また、本年は功労者・善行者表彰にあわせまして、本町の振興発展に多大なご貢献とご支援をいただいた方々に対し、敬意と感謝の意を表する町長顕彰者について、表彰審議委員会において協議をさせていただき、3名の方を受賞者として決定し顕彰いたしましたところであり、今日まで、本町の発展と振興にご尽力を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

次に、南アルプス市「ありがとう・心あったか祭り」についてであります。11月3日、南アルプス市桃源文化会館周辺において開催され、津別町商工会とともに本町の農産物やオホーツクの海産物などの販売を行い、津別町を大いにPRしたところであり、物産販売等にご協力いただきました関係各位に感謝を申し上げますとともに、今後とも南アルプス市とのさまざまな交流をさらに深めてまいります。

次に、徘徊高齢者捜索模擬訓練についてであります。11月17日、林業研修会館を会場に、認知症高齢者の方やその家族を地域で見守る体制づくりや、認知症高齢者等SOSネットワークの活動強化のため、関係機関や町民の方36名の参加により開催いたしました。訓練は、高齢者が行方不明になった状況を寸劇で演じた後、旭町地区を

対象に数人のグループに分かれ、メール配信システムからの情報をもとに徘徊高齢者を検索し、発見したときの声かけなどの訓練を行いました。その後、「認知症高齢者を地域で支えるために」と題し、釧路市障がい老人を支える会の岩渕雅子会長から講演と訓練全体の講評をいただいたところです。今後とも、誰もが安心して暮らせるまちづくり取り組んでまいります。

次に、北海道地域住宅協議会公的賃貸住宅団地表彰（北の地域住宅賞）についてありますが、平成 23 年度建設の特定公共賃貸住宅緑町第 2 団地が、2013 北の地域住宅賞団地表彰「奨励賞」を受賞いたしました。この賞は、少子高齢化対策・まちなか居住・環境に配慮した良好な住環境の形成やまちづくりへの寄与など、先進的でモデルとなる取り組みを行っている優れた団地を対象に表彰するものであり、団地表彰は、平成 9 年度に豊永団地が「さわやか公住賞」を受賞して以来のこととなります。

引き続き、本日の付議々件について、提案の理由をご説明申し上げます。

承認第 8 号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は、平成 25 年 3 月 3 日に発生した除雪ダンプ車両が北電柱に接触したことによる物損事故にかかわる損害賠償について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第 9 号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は、平成 25 年 10 月 28 日発生地域おこし協力隊員が運転するリース車両の全損事故により、リース契約が終了することによる解約金としての損害賠償について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

議案第 91 号「財産の取得について」は、宿泊体験交流施設整備に伴う建設用地及び建物について、所有者との売買協議が整ったことから契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 92 号「財産の取得について」は、平成 17 年に購入した津別中学校パソコン及び周辺機器について、機器更新するため 11 月 5 日執行の指名競争入札の結果に基づ

き、落札者、網走郡津別町字幸町5番地、有限会社 加藤信陽堂 代表取締役 加藤恭男と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第93号「平成25年度津別町一般会計補正予算（第7号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,914万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億7,945万4,000円とするものであります。今回の補正につきましては、体験交流施設整備事業と鳥獣被害防止総合対策事業の補正を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、補正の主なものについて、歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、総務費で、地域おこし協力隊事業として102万2,000円の追加、体験交流施設整備事業として3,000万円の追加。農林業費で、鳥獣被害防止総合対策事業として1,818万2,000円の追加。

歳入では、地方交付税で2,546万円の追加、分担金及負担金で163万6,000円の追加、道支出金で1,000万円の追加、繰入金で1,094万5,000円の追加、諸収入で110万円の追加をするものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎承認第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（江草智行君） ただいま上程となりました承認第8号 専決処分の承認を求めることについて内容の説明を申し上げます。

この専決処分は、専決処分第10号により車両の物損事故に対する損害賠償の額を定

めたものであります。

次のページ、専決処分第10号をご覧ください。専決処分の理由は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないために専決処分を行ったものであります。賠償の理由は、平成25年3月3日の除雪の際に除雪ダンプ車両が北電柱と接触し、北電柱を棄損させたことによる損害賠償であります。損害賠償の金額は、54万2,738円あります。賠償の相手方は、北見市北8条東1丁目2番地1、北海道電力株式会社北見支店 支店長 遠藤雅人氏であります。今回の事故は猛吹雪の中とはいえ、乗務員の不注意によるものであり、十分に後方を確認しなかったことにより相手方に損害を与えましたことにつきまして深くおわび申し上げます。

今後は細心の注意を払い、安全運転の励行に努めるように指導してまいりますので、本件につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） お伺いしたこと1点なのですが、3月3日ということで、かなり遅れた専決処分になったわけですが、これについて何か理由があるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 遅れました理由は、もっとも大きな理由としましては、北電柱の修繕が進まなかったことがあります。そのために実際に北電からの請求日、この請求書をいただいた日が11月6日ということで、北電が工事を確定できなかったというのが、この遅れた理由の一番になるかと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（鵜田憲治君） ただいま上程となりました承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、内容につきましてご説明申し上げます。

今回専決処分をさせていただいた内容につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決事項となっております損害賠償の額を定めることとあります。まず、損害賠償を求めることとなった事故が起きてしまったことにつきまして深くおわびを申し上げます。

事故の内容ですが、先月の10月28日、午前11時ごろと推測されますが、地域おこし協力隊1名の運転するワゴンタイプの軽自動車が恩根の左沢の昭和橋付近におきまして、カーブに対して減速が足りなく蛇行した後に路上脇に転落、縦に回って裏返しの状態道路横の小川に停止した単独事故であります。当時運転者が道に迷っていたことから不慣れな道路、急なカーブで減速が足りなかったことが直接の原因と思われまます。幸運なことに裏返しになったとはいえ三方がコンクリートの小川の幅と車体の幅がほぼ同じだったことから真っ直ぐにはまり、上部がつぶれることもなく、運転した隊員が全くけががなく済みました。さらに、車内から窓を割れずに1時間以上出られなかったのですが、通りかかった農家の方がわざわざ窓を割る道具を持って来て

くださり、フロントガラスを割って救出いただき難を逃れたところであります。改めまして救出いただいたことに感謝申し上げたいと存じます。

それでは、議案裏面の専決処分第 11 号の内容についてご説明申し上げます。まず、賠償の理由であります当該軽自動車はリース契約を結んで賃貸を受けていたのですが、今回の事故により全損扱いとして廃車になったところであり、契約条項でそのような場合は契約が終了し、損害金に相当する額の賠償をしなければならないこととなっております。実際には複数台の契約を一括しているもので契約の変更となるのですが、廃車の（聴取不能）かりース料の問題から早期に契約変更をする必要があることから専決の理由にあるとおり地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないものとして専決処分をさせていただきました。

以下、賠償の金額については 100 万 5,500 円。賠償の相手方につきましては、リース契約の相手方であります津別町字豊永 47 番地、有限会社 上山整備工場 代表取締役 佐々木道人であります。当初、11 月 10 日付で契約変更等の措置の予定だったため 11 月 8 日付で専決処分をさせていただきましたが、11 月 11 日に契約変更等の手続きを了したところでありますことをご報告いたします。なお、事故車両につきましては、保険に加入していたことから損害額については全額保険で対応できることとなり、一般会計の補正をお願いすることになります。

また、地域おこし協力隊に対しましては、事故発生後すぐに隊員全員に安全運転の徹底の注意喚起を行ったところであります。

以上、専決処分承認案件の内容説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようよろしくお願いいたしますとともに、改めまして事故を起こしてしまったことに対しまして深く陳謝申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） 1 点だけちょっと確認をさせてもらいたいと思います。

通常協力隊員の活動にも支障が出てくる部分もあるのかもしれませんが、通常例えば新任職員の場合は、半年間だとか公用車運転に制限だとか制約があるのではないかなというふうに思うのですけども、今回こういうふうなことに至ったことは、こ

これは重大事故ですけれども、やむを得ない面もあると思うのですけれども、この辺のルー
ルのなものは何かあるのか、1点だけ確認をさせてもらいたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 地域おこし協力隊員につきましては、議員もご承
知のとおり非常勤特別職の任命をいたしております。一般職につきましては、先ほど
申したような、あと免許をとって1年間は運転をさせないとか、そういうものがあり
ますが、地域おこし協力隊については特別そういう定めはありません。ただ、すべての
の隊員に対して免許証の確認をして、この隊員もそうなのですけれども、皆さん免許
をとってから1年以上というのを確認して運転をしてもらっているという形をとって
います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 重大事故ですけれども、物損でこれ終わっていますけれども、や
はりこれ人命にかかわったり、例えば相手が重症だとか死亡事故が起きた場合には、
やっぱり協力隊員制度そのものにいろいろ問題が生じてくるというふうに思いますの
で、この辺喚起はしているそうでございますけれども、なお一層念を入れて、地理不案
内でちょっと事故というのは、ちょっと我々もスピードとの関係もあるかなというふ
うに思うのですけれども、特に留意をしていただきたいなということで申し上げておき
ます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（嶋田憲治君） おっしゃるとおりでありますので、先ほどもちょっ
と申し上げましたけれども、再度安全運転の徹底につきましては、何といたしますか十
分申し伝えるとともに、公務員という立場もしっかりわきまえるように話をしながら、
今後活動に当たっていくように指導していきたいと思いますので、そういうことでご
理解をいただきたいというように思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 説明は受けたわけでございますけれども、道に迷ったというこ
とで、恩根の奥まで行ったというのですが、どこに向かって行ったのか、上里に行っ

たのか相生に行くのかちょっとわかりませんが、そこらあたりについてお伺いをしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 本人の申し出といますか上里に向かっていたのですが、自分としては共和の 200 号線ですか、あそこを通過して美都に出る道路を探していたというふうに聞いております。それが入り口がわからなくて恩根まで行って、そちらのほうでちょっと時間も、早く出てはいたのですけれども、そういうところでちょっと焦っていたという話も本人からは聞いております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 通勤途中なのか、仕事の関係でそういう向かって行ったのか、本人はどこに住んでいるのかちょっとわかりませんが、やはり知らない土地から津別に来るということは、津別の場合沢地帯になっておりますので、非常にわかりづらいうふうに思いますので、事前にそういうことを協力隊員にいろいろ町の情報について知らせて、それあたりの研修を行ったのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 研修ということではありませんけれども、道路地図を渡したりとか、そういうような指導はしているのですが、何分にもやはりいろんな所に行って津別の町を知っていただきたいというのがありますので、そういう面では本人もいろんな道を通ってみたいという気持ちがあったかと思います。その辺は、気持ちは理解できる場所がありますので、運転だけはこれから気を付けてということで指導しているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 事故で損害賠償はいいのですが、このあと本人は車をどういうふうにされているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 隊員全員で 5 人なのですが、4 台リースしていま

す。そのうちの1台が今こういうことで全損になってしまいましたので、ちょっと次の車が来るまでちょっと時間がかかるということですので、隊員の持っている車を借り上げる形で今現在その部分、借り上げるといっても燃料をみるという形なのですから、けれども、そういう形で対応しているところです。

事故を起こした本人は自分の車を持っていませんので、ほかの隊員の車をそちらのほうに融通してという形で対応しているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎認定第1号

○議長（鹿中順一君） 認定第7、認定第1号 平成24年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第14、認定第8号 平成24年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を審議の都合上一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、認定第1号 平成24年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第14、認定第8号 平成24年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を一括議題とします。

本件については、去る9月27日、第7回津別町議会定例会において決算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査とされましたが、同委員会から審査報告書が提出されましたので、本臨時会に付議するものであります。本案8件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

白馬委員長、登壇願います。

○委員長（白馬康進君）〔登壇〕 ただいま議長から指名がありましたので、決算審査特別委員会の審査経過についてご報告いたします。

平成24年度の津別町一般会計のほか6特別会計、1企業会計決算の認定につきましては、平成25年9月27日、第7回津別町議会定例会において本件の審査のため議長及び議会選出の監査委員を除く全員協議による決算審査特別委員会が設置され、津別町一般会計、津別町国民健康保険事業特別会計、津別町後期高齢者医療事業特別会計、津別町介護保険事業特別会計、津別町介護サービス事業特別会計、津別町下水道事業特別会計、津別町簡易水道事業特別会計、津別町上水道事業会計、以上8件の決算審査については、当委員会に付託され、閉会中の継続審査とされたものであります。

同日、第1回決算審査特別委員会が開催され、この委員会におきまして私が委員長に、副委員長に佐藤久哉委員が選出された次第であります。

第2回決算審査特別委員会を10月23日に召集し、議場におきまして特別委員のほか議長、監査委員、理事者、関係職員の出席のもとに開催され、一般会計の歳出については数款ごとに審査を行い、歳入については一括審査を行い、その他付属資料については事項別明細書とあわせて同時に審査を行いました。また、特別会計等については歳入歳出一括審査を行い、その結果同委員会に付託されました一般会計並びに各特別会計等について慎重審査の結果、原案どおり認定することに決定した次第であります。なお、審査に当たって少数意見の留保はなかったものと申し添えておきます。

以上のとおり認定第1号から認定第8号までの各会計の決算審査経過を申し上げ、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（鹿中順一君） それでは委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

お諮りします。討論は省略したいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

これから平成24年度津別町一般会計及び特別会計等の決算認定について採決をします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

これから認定第1号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第2号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第3号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第4号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第5号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第6号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第7号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第8号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり剰余金の処分については原案のとおり可決、決算については認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、認定第1号 平成24年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第14、認定第8号 平成24年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件については認定することに決定しました。

◎議案第91号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、議案第91号 財産の取得について、宿泊体験交流施設整備用地及び建物を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） ただいま上程となりました議案第91号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由につきましては、現在進めております宿泊体験交流施設整備に伴います用地及び建物取得について、所有者であります山内清一氏との協議が整い契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

る条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、内容の説明をさせていただきます。取得する財産は、土地及び建物です。裏面をご覧ください。はじめに土地ですが、津別町字豊永40番3のうち、畑2,578平方メートル、同じく40番5、宅地1,103.96平方メートル、同じく40番10のうち、畑281平方メートル、同じく40番12、宅地47.61平方メートル、同じく40番23、宅地99.93平方メートル、合計で4,110.50平方メートルです。

次に建物ですが、津別町字豊永40番5、居宅・旅館、1階190.41平方メートル、2階58.86平方メートル、同じく40番5、旅館、1階154.71平方メートル、2階113.40平方メートル、同じく40番3、倉庫、1階106.92平方メートル、同じく40番3、倉庫、1階408.24平方メートルです。

表面に戻っていただきまして、目的は宿泊体験交流施設整備用地及び建物購入のためです。取得金額は、土地1,000万円、建物2,000万円、合計金額3,000万円です。契約の相手方は、網走郡津別町字豊永40番地、山内清一氏でございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第91号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 92 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 92 号 財産の取得について（津別中学校授業用パソコン及び周辺機器等）を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤 同君） ただいま上程となりました議案第 92 号 財産の取得について内容をご説明申し上げます。

さきの提案理由の説明でも申し上げましたが、本件は津別中学校授業用パソコン及び周辺機器の購入につきまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。今回の津別中学校授業用パソコンの購入は、平成 17 年に購入したパソコンを更新しようとするものであります。

議案をご覧いただきたいと思います。1.取得する財産の名称等といたしまして、次ページの津別中学校用授業用パソコン購入内訳書をご覧いただきたいというふうに思います。購入しようとするパソコンは、No.1 教師用 1 台、No.3 の生徒用 36 台、No.9 のシステム管理用が 2 台となっております。また、周辺機器につきましては、No.4 のレーザープリンター 1 台、No.5 インクジェットプリンター 1 台、No.14 の無停電電源装置等を主なものとしております。また、ソフト関係につきましては、No.15 のシンククライアントソフトから No.18 のオフィススイートまでを購入する予定としております。

議案に戻っていただきまして、2 の納入場所は、津別中学校となっております。3 の契約の方法といたしましては、指名競争入札であります。指名願いのあった 4 業者を指名し、11 月 5 日、指名競争入札を実施いたしました。4 の取得金額は 837 万 9,000 円でありまして、うち消費税及び地方消費税額 39 万 9,000 円でございます。5 の取得の相手先は、網走郡津別町字幸町 5 番地、有限会社 加藤信陽堂 代表取締役 加藤恭男氏で、本件議決後に契約を結ぼうとするものであります。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 今内容を聞きましたけども、まず1点目、ちょっと納期がいつだったか言われたかもしれませんけれど確認をしたいと思います。

それと、これは当初予算だと思うのですが、予算があってもう上半期終わって、こんななってからの財産取得というか、入札執行というのは非常に予算の執行が遅過ぎるのではないかという、つまり学校の教材活用も遅れるというふうなことでないかなと思うのですが、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤 同君） 納期について申し上げておりませんでした。申し訳ございません。納期については、平成26年2月の28日という納期になってございます。

それから、二つ目のご指摘の購入が遅いんじゃないかというお話なんですけど、実はこれ補助金を一つは電源立地の補助金を使っておりまして、この申請が8月というふうなことで、どうしても着手が遅れるという問題があります。私ども12月から1月の冬休み期間中に、生徒の使わない期間中にこの機器を整備して、その後すぐに使える、特に卒業式を控えて中学校3年生がこのパソコンによっていろんな作成をするということがありますので、そこに間に合うようにということでの計画になってございます。ご指摘のとおり遅いのは確かにそうなんですけれども補助制度との関係がありまして、どうしてもちょっとそこまでずれ込んでしまったというのが現状でありますのでご了承承願したいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 補助の決定が遅かったということで、例えば8月というふうな話もちよつと言われたかと思うのですが、それにしても入札執行が11月といったら何か月も置いておいたのかなというふうな感じで、例えば教員の問題はちよつとあれですけれども、例えばハードであれば指令前着工届いろいろ手続き論があるというふうに思うのですが、その辺の絡みはどういうふうになっているのかちよつと伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤 同君） 8月の交付決定からそこが着工ということになるものですから、どうしても時期がそこに来ると。あと、実際にもし着工しようとしても、授業をやって実際には使わなきゃならないという問題があるものですから、どうしても授業がないところでこの設置工事を全部やらなければならないと、こういう問題がありまして、私どもとしては冬休みに設置をするという、そういうスケジュールの中でやってきたというのが現状であります。その辺をすみません、ご了解をいただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第92号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第93号 平成25年度津別町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課横山主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ただいま上程となりました議案第93号 平成25年度一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。

それでは各条項をご覧いただきたいと思います。第1条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ4,914万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を57億7,945万4,000円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で申し上げたとおりであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。最初に款2総務費ですが、地域振興費、企画総務費、地域おこし協力隊事業は、協力隊員が運転する車両により発生した事故により、12節役務費は、事故車両のレッカー搬送の費用として1万6,000円、22節補償補填及賠償金は、リース車両が全損になったことにより契約終了となったことから100万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の企画振興費、地域振興等経費、13節委託料は、9月に補正しました体験交流施設の用地確定測量業務の精査として6万3,000円の減額補正及び財源内訳の補正をお願いするものであります。次の体験交流施設整備事業、15節工事請負費は、取得する既存施設の改修費用として3,000万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、款6農林業費、農業費、農業振興費、鳥獣被害防止総合対策事業、15節工事請負費、鹿侵入防止柵整備事業は、補助金の追加内示があったことから設置の延長距離3,800メートル、1,818万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

それでは歳入にお戻りください。4ページから5ページをお開き願います。款9地方交付税、地方交付税、地方交付税、普通交付税は、今般補正の一般財源不足分として2,546万円の増額補正をお願いするものです。次の款11分担金及負担金、分担金、農林業分担金は、鹿侵入防止柵整備事業受益者分担金として163万6,000円の増額補正をお願いするものです。次の款14道支出金、道補助金、農林業費道補助金、鳥獣被害防止総合対策事業は、鹿侵入防止柵設置工事として1,000万円の増額補正をお願いするものです。次の款17繰入金、基金繰入金、基金繰入金、土地開発基金繰入金は、体験交流施設整備事業の用地取得及び取得に係る用地確定測量業務の費用として、1,094万5,000円の増額補正をお願いするものであります。次の款19諸収入、雑入、雑入、事故共済金は、リース車両の全損に伴い110万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは条文に戻っていただきたいと思います。

第2項の第1表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものであります。

以上、説明いたしましたので、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） これ宿泊施設の説明というのは、これは後になるのでしょうか。それだけちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 全員協議会。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 単純なことなんですけども事故の共済金、歳入で110万、事故賠償金106万、105万5,000円、端数付いてますけど106万という形なんですけども、これは端数整理の問題なのか、この上の手数料が絡んでいるのかどうか、ちょっとその辺確認をさせてもらいたいと思います。

住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 今ご質問のありました事故の賠償金の関係なのですが、この事故の共済金につきましては、今回全損という形ですので掛けていた金額が万度出たという形になります。それで、それに対して賠償のほうなのですが、賠償のほうは、その車両の値するものが実は複数台入れている形で随分お安くと言ったら変ですけども、安く入っていてリース料もその分安くなっているのですが、そういうことで共済金のほうが万度出て、賠償の請求はそういう形でリースの分を差し引いて請求があったと、そういうことで共済金のほうが多く出たという形なっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 93 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、報告第 14 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 1 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分の報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、報告第 15 号 例月出納検査の報告について、平成 25 年度 9 月分を議題とします。

監査委員から、平成 25 年度 9 月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君）　これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 25 年第 9 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 2 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員